

原子力防災対策の現況等について

- | | | |
|------|---|----|
| 参考－1 | 原子力規制委員会設置法について
〔第72回原子力委員会資料（内閣官房作成）〕 | 1 |
| 参考－2 | 東日本大震災の検証結果について
〔国会事故調報告書（抜粋）〕 | 3 |
| 参考－3 | 「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する
考え方について（中間取りまとめ）
〔原子力安全委員会 原子力施設等防災専門部会資料（抄）〕 | 5 |
| 参考－4 | 京都府原子力発電所防災対策暫定計画
（高浜及び大飯発電所編）（抄） | 9 |
| 参考－5 | 関西広域連合「関西防災・減災プラン」
（原子力災害対策編）（抄） | 11 |

原子力規制委員会設置法について

1. 目的

原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

2. 概要

① 原子力規制委員会の組織及び機能

- 環境省の外局として、原子力規制委員会を設置（いわゆる「3条委員会」）（委員長及び委員4名は、国会同意を得て、総理が任命）
- 原子力規制委員会の事務局として、原子力規制庁を設置
- 原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散の保障措置、放射線モニタリング、放射性同位元素等の規制を一元化
- （独）原子力安全基盤機構（JNES）を所管（必要となる法制上の措置を速やかに講じて、JNESを原子力規制庁に統合）
- （独）日本原子力研究開発機構（JAEA）及び（独）放射線医学総合研究所の業務の一部を共管

② 原子力安全規制の転換

- 重大事故対策の強化
- 最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度）
- 40年運転制限の導入 等

③ 原子力防災対策の強化

- 内閣に原子力防災会議を設置し、関係機関との緊密な連携の下で原子力防災対策を推進
- 原子力災害対策指針の法定化
- 原子力災害対策本部の強化、緊急事態解除後の事後対策の円滑化
- 緊急時における原子力災害対策本部長（総理）の権限を明確化

3. 施行期日

- 公布の日（平成24年6月27日）から3月以内で政令で定める日（国会同意人事の手続きは公布日から施行）
- 核不拡散の保障措置、放射線モニタリングの実施機能、放射性同位元素等の規制の一元化は、平成25年4月1日
- 原子炉等規制法の改正は、施行日、施行日から10月以内で政令で定める日、1年3月以内で政令で定める日と段階的に施行
- 原子力災害対策特別措置法の改正の一部は、施行日から6月以内で政令で定める日

※ 原子力安全行政組織は、この法律の施行後3年以内に、この法律の施行状況、国会事故調報告書の内容、最新の国際的な基準等を踏まえ、より国際的な基準に合致するものとなるよう、内閣府に独立行政委員会を設置することを含め検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられることとされている。

東日本大震災の検証結果について

—国会事故調（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会）報告書から抜粋—

平成24年7月5日提出

第4部 被害の状況と被害拡大の要因

4.2 住民から見た避難指示の問題点

当委員会の調査によって、住民の多くが、避難指示が出るまで原子力発電所の事故の存在を知らなかったことが判明した。

また、事故が発生し、被害が拡大していく過程で避難区域が何度も変更され、多くの住民が複数回の避難を強いられる状況が発生した。この間、住民の多くは、事故の深刻さや避難期間の見通しなどの情報を含め、的確な情報を伴った避難指示を受けていない。

政府の避難指示によって避難した住民は約15万人に達した。正確な情報を知らされることなく避難指示を受けた原発周辺の住民の多くは、ほんの数日間の避難だと思って半ば「着の身着のまま」で避難先に向かったが、そのまま長期の避難生活を送ることになった。

しかも、事故翌日までに避難指示は3km圏、10km圏、20km圏と繰り返し拡大され、そのたびに住民は、不安を抱えたまま長時間、移動した。その中には、後に高線量であると判明する地域に、それと知らずに避難した住民もいた。20km圏内の病院や介護老人保健施設などでは、避難手段や避難先の確保に時間がかかったこともあり、3月末までに少なくとも60人が亡くなるという悲劇も発生した。

また、3月15日には20～30km圏の住民に屋内退避が指示されたが、その長期化によってライフラインがひっ迫し、生活基盤が崩壊した。それを受けて3月25日には、同圏の住民に自主避難が勧告された。政府は、住民に判断の材料となる情報をほとんど提供していない中、避難の判断を住民個人に丸投げしたともいえ、国民の生命、身体の安全を預かる責任を放棄したと断じざるを得ない。

さらには、30km圏外の一部地域では、モニタリング結果や、3月23日に開示されたSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の図形によって、比較的高線量の被ばくをした可能性が判明していたにもかかわらず、政府原子力災害対策本部（原災本部）が迅速な意思決定をできず、避難指示が約1カ月も遅れた。

「着の身着のまま」の避難、複数回の避難、高線量地域への避難、病院患者等避難に困難を伴う住民への配慮に欠けた避難などにより、住民の不満は極度に高まった。

当委員会が実施した住民に対するアンケート調査においても、回答欄に加えて、余白や裏面、封筒、さらには別紙を添付して、混乱を極めた避難の状況や現在の困窮、将来に向けた要望が詳細に記述されており、その思いの強さが感じられた。

東京電力福島第一原子力発電所事故における
避難関係時系列一覧

月日	時刻	地震発生から	発出者	状況
3月11日	14:46	0:00		地震発生 原子炉自動停止
	15:42	0:56		原災法10条 1,2,3号機
	16:45	1:59	福島第一	原災法15条 1,2号機
	19:03	4:17	内閣総理大臣	原子力緊急事態宣言
	20:50	6:04	福島県	避難指示 2km圏
	21:23	6:37	内閣総理大臣	避難指示 3km圏 屋内退避指示 10km圏
3月12日	5:44	14:58	内閣総理大臣	避難指示 10km圏
	10:17	19:31		ベント開始 1号機
	15:36	24:50		水素爆発発生 1号機
	18:25	27:39	内閣総理大臣	避難指示 20km圏
3月14日	11:01	68:15		水素爆発発生 3号機
3月15日	11:00	4日後	内閣総理大臣	屋内退避指示 20km～30km圏
	14:00	4日後		対象住民の避難措置完了
3月25日	11:46	2週間後	官房長官	屋内退避区域の積極的な自主避難促進
4月11日	16:09	1か月後	官房長官	計画的避難区域と緊急時避難準備区域を設定の方針
4月22日	0:00	6週間後	内閣総理大臣	警戒区域指定 20km圏
4月22日	9:44	6週間後	内閣総理大臣	計画的避難区域と緊急時避難準備区域の設定を決定

「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について

中間とりまとめ 抄

平成24年3月9日

原子力安全委員会 原子力施設等防災専門部会

Ⅲ章 防災対策を重点的に充実すべき地域について

原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響を与えるまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境条件、住民の居住状況等により異なり、発生した具体的事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うためには、予め異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある地域として「防災対策を重点的に充実すべき地域」を定めておき、そこに重点を置いて緊急事態に対する準備をしておくことが重要である。

1. 防災対策を重点的に充実すべき地域の内容について

原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域については、緊急事態発生の初期段階で実施する防護措置の準備のために、本地域内に、これまでのいわゆる緊急時計画区域（EPZ：Emergency Planning Zone）に代えて、以下の区域を設ける。

- 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）
- 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）

特に施設に近い区域に重点を置きつつ、施設からの距離、周辺環境条件、気象、人口分布等を勘案して、区域に応じた適切な防護措置を迅速に実施できるよう事前に準備しておくことが必要である。

（1）予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、事故が急速に進展したため迅速な対応が求められた。急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域（PAZ）を設ける。

緊急時において予防的防護措置を確実に実施するためには、施設の状態に基づいて緊急事態区分を迅速に決定するための緊急時活動レベル（EAL）を予め策定するとともに、緊急時においてはPAZ内の住民等に迅速に通報するシステムを確立しなければならない。

また、放射性物質の放出状況等を把握するため、自然災害にも頑健性を有し、自動でリアルタイムに環境放射線等を測定し、データを伝送することが可能な設備の設置など人力を介さない環境放射線モニタリング体制を整備する。

（2）緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り低減するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域（UPZ）を設ける。

OILは、IAEAの国際基準等を参考に国が予め設定しておく必要がある。また、OIL

に基づく判断を行うため、環境モニタリングを行う体制を整備するとともに、緊急防護措置を迅速かつ実効的に実施できる準備を確立しなければならない。

この際、当該地域における人口分布や社会環境条件（道路網等）を勘案し、必要に応じて段階的な避難を実施できるよう計画を策定することが重要である。

2. 防災対策を重点的に充実すべき地域の当面のめやすについて

原子力発電所における防災対策を重点的に充実すべき地域の当面のめやすについては、以下のとおりとする。

なお、今後、福島第一原子力発電所事故に関する調査の進展により、新たな知見が得られることが想定される。また、原子力発電所において新たな安全対策・技術を採用することにより、放射性核種の放出量の低減も期待される。したがって、本めやすは、指針に関する今後の検討、事故調査の結果、安全対策・技術の採用状況等を踏まえ、適宜見直すこととする。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

原子力安全委員会のPAZの範囲に関する委託研究において、確率論的手法に基づくPAZの検討を行った結果、PAZの範囲となる確定的影響を防止するための防護指標を超える距離は、原子力施設から概ね3 km以内に収まっており、また、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径は原子力施設から3～5 kmの間で設定すること（5 kmが推奨）としていることから、これらを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「原子力施設から概ね5 km」とする。

(2) 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、IAEAの定める即時避難又は堅固な建物への屋内退避のOIL（ $1,000 \mu\text{Sv/h}$ ）以上となる地点は、概ね原子力発電所の敷地内になっており、IAEAの定める一時的移転のOIL（ $100 \mu\text{Sv/h}$ ）以上となる地点は、原子力施設から概ね30 km以内になっている。また、本ワーキンググループにおいて検討した過酷事故時のソースターム評価とそれに基づく線量評価によれば、IAEAの新たな安全基準文書で示された判断基準を用いると、避難及び屋内退避を必要とする範囲は原子力施設から概ね10 km以内、安定ヨウ素剤予防服用を必要とする範囲は原子力施設から概ね30 km程度となっている。さらに、IAEAの国際基準においてUPZの最大半径は原子力施設から5～30 kmの間で設定することとしている。以上を踏まえ、この区域の範囲のめやすを「原子力施設から概ね30 km」とする。

上記に示したPAZのめやすである5 kmについては、確率論的手法に基づく検討の結果得られた範囲の3 kmに対して、ある程度の裕度を有している。UPZのめやすについては、福島第一原子力発電所事故における検証結果、IAEAの国際基準等を参考に提示しているが、防災対策を重点的に充実すべき地域のめやすについては、過酷事故対策に係る指針の見直し等を踏まえ、主として参照とすべき事故の規模を今後さらに検討し、迅速で実効的な防護措置が講じることができるよう緊急事態に対する準備を継続的に改善していくことが必要である。

(3) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置

東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質を含んだプルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）が広範囲に拡散した。

UPZ の外においても、事故発生時の初期段階では放出された放射性核種のうちプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定される。プルームによる甲状腺被ばくの影響は、屋内に退避することにより相当程度低減することから、この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられる。また、必要に応じて、安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。

プルームによる被ばくを回避する防護措置は、施設のEAL やOIL の基準、放射性物質の拡散状況の推定等に基づいて実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画を予め策定する必要がある。

東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEA の安定ヨウ素剤予防服用の新たな判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から概ね50 kmに及んだ可能性がある。

今後、これを参考として、国において、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）における具体的な対応を検討していく必要がある。

(防災対策を重点的に充実すべき事項)

原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急に講ずべき応急対策は、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置である。

このため、緊急時において迅速で効果的な防護措置が講じられるよう予め整備すべき事項の主な例は、以下のとおりである。

[計画段階で整備・準備しておくべき事項]

- ・周辺住民等への迅速な情報連絡の手段
- ・緊急時モニタリング体制及び実施手順
- ・原子力防災に特有な資機材等
- ・EAL、OIL 等の判断・評価基準
- ・住民のスクリーニングと除染の手順等
- ・安定ヨウ素剤の配布、服用の手順等
- ・屋内退避・避難等の実施方法の周知、手順等
- ・避難経路及び場所の明示等・飲食物摂取制限の手順等

また、緊急時において周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を講じるに当たって必要な事項は以下のとおりである。

[緊急事態への対応段階で必要な事項]

- ・周辺住民、関係機関等への迅速な情報連絡（避難等の指示（警告）、事故情報、気象情報、道路情報等）
- ・関係機関間の情報共有
- ・避難、屋内退避、立ち入り制限
- ・安定ヨウ素剤の配布、服用の指示
- ・避難住民のスクリーニングと除染
- ・避難住民の介護、特別な配慮が必要な施設（病院等）への注意喚起
- ・航空、水上、道路及び鉄道交通への誘導と制限
- ・緊急時作業員の放射線防護のための適切な措置の実施
- ・飲食物の摂取制限、水、飲食物、粉ミルク等の供給確保

Ⅸ章 留意事項・提言

2. その他の事項

○避難計画の策定

地域防災計画等については、住民避難等の実効性も含めて検証し、十分な調査、検討を行った上で策定することが必要である。地域防災計画等の策定に当たっては、迅速かつ確実な避難が可能となるよう、予め避難時間を見積もった上で、段階的な避難など具体的な避難計画を策定することが重要である。また、避難区域外の人々が自主的に避難することにより、本来避難すべき人々の避難を妨げることが無いよう対策を実施することが必要である。さらに、避難を確実にするために、立入制限の強化等の関連する法制度を整備したり、避難時の生活費等に対する補償措置の設定などについて検討することも重要と考えられる。また、プルーム通過時の甲状腺被ばくを低減するための実効的な安定ヨウ素剤の配布・服用方法を確立する必要がある。

京都府原子力発電所防災対策暫定計画 (高浜及び大飯発電所編) 抄

平成23年5月策定

平成24年3月修正

第5 避難等体制の整備

1 避難計画の作成

府〔府民生活部〕は、関係市町に対し、国及び関西電力株式会社の協力のもと、暫定的な屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

なお、住民等の屋内退避及び避難の実施については、現在の京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）に定める「屋内退避及び避難の指標」によるものとする。

さらに、当面、事故継続等の長期的な緊急時の状況において、国から示された、計画的避難区域の設定の暫定的な目安 $20\text{mSv}/\text{年}$ 、及び幼児・児童・生徒が校庭・園庭で活動する際に利用時間の制限を加えるべき目安 $3.8\mu\text{Sv}/\text{時}$ （ $20\text{mSv}/\text{年}$ に相当）にも準拠し、適切に対応するものとする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、関係市町に対し、公民館等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て、当面の避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、緊急通信手段の整備及び衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

府〔府民生活部〕は、防護服等避難誘導のために必要な資機材を整備するとともに、関係市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。

(3) 関係市町の区域を越えた避難への対応

府〔府民生活部〕は、関係市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。

なお、この場合、府は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。

(4) 他県との協力・連携

避難所の確保に係る検討に当たっては、福井県、滋賀県等他県と協力・連携して対応するものとする。

3 要配慮者等への配慮

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、国の協力を得て、関係市町が行う避難誘導、情報提供及び避難所の生活環境の整備に当たっては、要配慮者及び外国人に十分配慮して行うよう助言するとともに、必要な協力を行うものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるよう助言するとともに、必要な協力を行うものとする。

今後、入院患者や入所者の受入など、病院、福祉施設等要配慮者施設間の協力体制の構築について、府、関係市町、施設管理者等が連携して調整を進めるものとする。

4 交通規制の実施体制の整備

府警察本部は、EPZを高浜及び大飯発電所から概ね半径 20km の範囲に拡大することに伴い住民を迅速・安全に避難させることができるよう、警察庁及び隣接府県警察と協力し、緊急時における道路交通規制を円滑に実施できる体制を整えておくものとする。

第6 広域的連携体制の整備

府〔知事直轄組織、政策企画部、府民生活部、警察本部〕は、平常時における福井県、滋賀県、府内市町村、関西広域連合、全国知事会等との連携とともに、緊急時における広域的な協力応援体制等を整備しておくものとする。

1 市町村の協力応援体制等

府は〔府民生活部〕は、広域避難施設の開設、関係市町への応援など府内市町村間の協力応援体制を整備する。

2 府の協力応援体制等

府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、必要に応じ、「原子力災害時の相互応援に関する協定」、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等あらかじめ締結された応援協定等に基づき、全国知事会・他都道府県等に対し速やかに人員、資機材、物資等に係る応援要請を行うものとする。

府〔府民生活部〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は関係市町から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

府警察本部は、必要に応じ、府公安委員会を通じ警察庁及び全国都道府県警察に対して広域緊急援助隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。

3 福井県、滋賀県との連携

府〔府民生活部、文化環境部〕は、環境放射線等モニタリングや避難体制、訓練等に関し、平常時から、福井県及び滋賀県と緊密な連携を図るものとする。

4 関西広域連合との連携

府〔府民生活部〕は、必要に応じ、関西広域連合に対し応援要請を行うものとする。

5 広域避難体制の整備

府〔府民生活部〕は、関係市町等と協議し広域避難計画（基本型）を整備するが、避難に当たっては、緊急時モニタリング結果やSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）による予測等に基づき、柔軟に対応するものとする。

なお、府域を超える避難については、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づき対応するものとする。

また、府の地域機関、関係市町の機関等が避難対象区域となった場合についても、広域避難計画（基本型）において、あらかじめ定めた移転先に行政機能を移転するものとする。このため該当の関係機関においては、業務継続計画の整備をする。

関西広域連合

「関西防災・減災プラン」(原子力災害対策編)抄

平成24年3月

I 基本的な考え方

1 広域連合の役割

(1) 国、事業者、関係自治体等の役割

広域的な被害をもたらすような事故災害は、原子力施設の運用に際して発生する。

- ・ 原子力災害に際しては、放射性物質や放射線が五感で存在を感じられず、被ばくの程度を自ら判断できないこと、放射線等に関する基本的な知識が一般に理解が難しく、自らの判断が極めて難しいことから、原子力に関する専門的知識を有する機関の役割や指示、助言が重要である。
- ・ このため、発災時には、まず国や原子力事業者が応急、緊急の対策の中心的な役割・責務を果たすものである。それとともに、施設の立地自治体(県及び市町村)は、避難行動、緊急モニタリングその他の防災対策を行い、被害の拡大が予測されるに従い、隣接自治体(府県及び市町村)等影響が想定される自治体が連携しながら必要な対策を取る。

(現在の原子力防災体制)

	平常時の役割	緊急時の役割
国	<ul style="list-style-type: none"> ○安全基準の設定、確認検査 ○緊急時の対策拠点となる「オフサイトセンター」の指定 ○原子力施設の所在地区ごとに原子力防災専門官を常駐 ○防災基本計画を作成 ○地方公共団体、指定公共機関等の防災業務の推進、総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣総理大臣を長とする「原子力災害対策本部」の設置 ○現地に「原子力災害現地対策本部」設置 ○国と自治体の現地対策本部の連携を高めるための「原子力災害合同対策協議会」の設置(オフサイトセンター) ○SPPEEDIによる影響予測 ○自治体への避難等必要な措置の指示
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力防災業務関係者の教育及び訓練 ○防災業務計画の策定、原子力防災管理者の配置 ○施設周辺の環境モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生を防ぐ措置、拡大を防ぐ応急措置、復旧対策等の実施 ○事故の経過、状況、周辺への影響等の迅速、的確な通報連絡、説明
関係自治体	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者からの情報收受 ○市町村、指定公共機関の防災業務の支援、総合調整 ○緊急通報連絡網、防災業務関係者が必要とする資機材、緊急時モニタリングの設備、機器、緊急被ばく医療設備等の整備 ○周辺住民、特に防災対策を重点的に充実すべき範囲の地域の住民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質及び放射線に関する基礎知識 ・安全確保のしくみの概要、平常時及び緊急時の環境放射線の監視のしくみ ・被ばくの形態、放射線の影響及び被ばくを避ける方法 ・緊急時の通報連絡体制、住民の避難経路、場所及び防災活動の手順 ○周辺住民等が災害対策本部の指示に従った行動が必要なことの周知徹底 ○原子力発電所等への立入調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の設置 ○緊急時環境放射線モニタリングの実施 ○周辺住民に対する広報及び指示等の伝達 ○住民の屋内退避、避難 <ul style="list-style-type: none"> 避難または屋内退避の区域の設定、避難先の決定や誘導を実施 ○飲食物の摂取制限等 <ul style="list-style-type: none"> 必要と認められた場合、特定の飲食物の集出荷及び飲食の制限を市町村に指示、住民に広報、伝達 ○緊急時医療措置 <ul style="list-style-type: none"> 国の現地対策本部に医療班設置、救護班や診断班とともに住民の診断・医療の実施

(2) 広域連合の役割

広域連合は、緊急時には立地自治体や隣接自治体の避難対策等の防護措置を広域で支援するとともに、災害の状況を把握し、内外に広く関西圏域の安全安心のための情報を発信する。

(広域避難の調整)

広域連合は国、原子力事業者、施設立地県、隣接府県と連携を密にし、情報を共有しながら、府県を超える広域的な避難誘導支援や避難場所の確保など広域避難の調整、関西全体への的確な情報提供など、特に事故災害に密接な影響を受ける自治体の防災対応を支援する。

(情報の収集)

平常時からモニタリングの状況、原子力事業者の安全確保対策等の情報を共有し、発災時に関係自治体の対策を支援し、関西圏域として迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。

(情報の発信)

また、広域連合の支援や広域避難などの情報を適宜適切に提供することで、府県民の不安の解消に努める。

(風評被害の抑止)

風評被害を抑止、軽減するため、農林水産物等の検査結果や観光等について、関西としてのわかりやすくて的確な情報提供と安全性の積極的な広報を実施する。

IV 災害への対応

5 広域避難の調整

(1) 避難指示が発令されることが想定される地域

原子力発電所の事故により避難指示が発令される地域は、II-2で示した事故発生地点から概ね半径30km 以内の県域(UPZ)と想定される。その対象となる発電所及び市町村並びに人口(概数)は次のとおりである。

発電所名	高浜発電所	大飯発電所	美浜発電所	もんじゅ・敦賀発電所
設置府県	滋賀・京都・福井	滋賀・京都・福井	滋賀・福井・岐阜	滋賀・福井・岐阜
市町村数	11市町	11市町	10市町	13市町
市町村人口	約34万人	約47万人	約45万人	約78万人

※市町村人口は平成22年度国勢調査をもとに算出

(2) 広域避難の調整

広域避難の調整は、地震・津波災害対策編II-2-(1)-⑤及びIII-2-6.に記載する事項のほか、以下の記載により実施する。

(被災府県の役割)

- 原子力発電所の事故による避難指示が発令されたときは、当該府県は、避難を要する者の総数、うち入院患者や施設入所者など特別な配慮を要する者の数、市役所・町役場の本所機能の移転の必要性等について速やかに把握し、自府県外での受入の要否を含めて広域連合に連絡する。
- 被災府県は、自府県外に避難した者に対し、避難者受入府県の協力のもと、適時に適切な情報提供を行う。

(広域連合の役割)

- ・ 広域連合は、被災府県が避難者等を自府県内のみで受け入れがたいと判断したときは、Ⅲ-6に記載した協力要請の結果や緊急時モニタリング・SPEEDI の予測結果等を踏まえ、受入割当案を作成し、構成府県に打診・調整する。
- ・ 広域連合は、構成府県のみで受入が困難と判断したときは、応援協定締結団体等、関西圏域以外との受入調整を行う。
- ・ 広域連合は、受入調整の経過や結果を被災府県に連絡するとともに、具体的な輸送方法や交通路の確保等について、被災府県を含め、構成府県との間で調整を行う。
- ・ 広域連合は、圏域内の避難状況について、構成府県からの情報をとりまとめ、定期的に公表する。

(受入府県の役割)

- ・ 避難者受入府県は、避難者のスクリーニングや除染について支援を行う。
- ・ 避難者受入府県は、入院患者や要介護者など特別な配慮が必要な避難者を適切な施設に受け入れるとともに、児童・生徒等の学校教育に関して配慮する。
- ・ 避難者受入府県は、避難者の避難生活が長期にわたる可能性があることから、住居の斡旋や応急仮設住宅の建設について配慮する。
- ・ 避難者受入府県は、避難者の生活支援等に関するボランティア活動を促進する。
- ・ 市役所・町役場機能の避難を受け入れた府県は、当該市町の住民を含めた地方公共団体の一体性が確保されるよう配慮する。

(3) 広域避難のシナリオ

